

「LP ガスバルク供給基準（工業用等）」の改正に対する
パブリックコメント（意見募集）の結果について

令和4年3月7日
高圧ガス規格委員会
委員長 木村 雄二

この度、高圧ガス規格委員会が作成を行っている「LP ガスバルク供給基準（工業用等）」の改正に対するパブリックコメントを実施し、高圧ガス保安協会の Web サイト上で広く皆様方のご意見を募集いたしました（募集期間：令和4年1月13日～令和4年2月12日）。ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、高圧ガス規格委員会において審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：1件

2. 対応結果

今回いただいたご意見及びご意見に対する考え方並びのその対応を別添のとおり整理し、令和4年3月2日から令和4年3月4日まで高圧ガス規格委員会において書面（メール）による審議の結果、了承されました。

以上

本件お問合せ先：
高圧ガス保安協会 高圧ガス部 矢吹
Tel:03-3436-6103 FAX:03-3438-4163 E-mail:hpg@khk.or.jp

「LP ガスバルク供給基準（工業用等）」の改正に対するパブリックコメント
に寄せられた意見に対する対応案

（パブリックコメント実施期間：令和4年1月13日から令和4年2月12日まで）

整理 番号	提出されたご意見 (該当する規格案名及び箇所、意見及びその理由)	ご意見に対する対応
1	<p>【該当する規格案名及び箇所】</p> <p>附属書 C（規定） 貯蔵設備等基準 C.1 バルク貯槽の基準</p> <p>バルク貯槽は、液化石油ガス保安規則第 19 条第 3 号で準用する規定のうち、貯蔵能力が 1 トン 未満のバルク貯槽にあつては液化石油ガス法施行規則第 19 条第 3 号イ、<u>ハ(1)から(8)</u>まで、貯蔵能力が 1 トン以上のバルク貯槽にあつては液化石油ガス法施行規則第 54 条第 2 号イ及びホ（液化石油ガス法施行規則第 19 条第 3 号 <u>ハ(1)から(8)</u>までに係る部分に限る。）に <u>適合するものであること。</u> なお、液化石油ガス法施行規則第 19 条第 3 号 <u>ハ(1)から(7)</u>までの附属機器は、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（以下「バルク告示」という。）第 3 条から第 8 条までの規定により、耐圧部分を有するものについては、平成 30 年 3 月 30 日付け 20180323 保局第 12 号「一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 11 号等の規定による試験を行う者及び同項第 13 号等の規定による製造を行う者の認定等について」に基づく <u>大臣認定品若しくは高圧ガス保安協会が行った高圧ガス設備試験に合格したもの（以下「大臣認定品等」という。）であること。</u></p> <p>【意見及びその理由】</p> <p>意見及び理由</p> <p>ハ(1)から(7)までの附属機器については、大臣認定品等に合格しているものであるが、ハ(8)の附属機器を保護するふた付きのプロテクターについては、合格すべき基準が示されていない。</p>	<p>【①案について】</p> <p>液化石油ガス法施行規則第 19 条第 3 号ハ(8)は、定められた機器をふた付きプロテクターで保護することを要求している条文ですが、本規格改正案の附属書 C においては、同規則第 19 条第 3 号ハ(8)が耐圧部分であることを前提とした規定となっておりません。従いまして、改正案のままとさせていただきます。</p> <p>【②案について】</p> <p>貯蔵能力が 1 トン未満のバルク貯槽及び貯蔵能力が 1 トン以上 3 トン未満のバルク貯槽においては、改正案の附属書 C の基準により、液化石油ガス法施行規則第 19 条第 3 号ハ(8)に適合することを求められています。</p> <p>液化石油ガス法施行規則第 19 条第 3 号ハ(8)には、「(1) から (7) までに掲げる機器（以下「附属機器」という。）は、告示で定めるところにより、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、(2) 又は (3) に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。」と定められております。</p> <p>「告示で定めるところにより」とあるように、このプロテクターについてはバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（バルク告示）第 9 条に要件が定められております。以上のことから、</p>

<p>改正案</p> <p>①案：適合させるものハ(1)から(8)を、ハ(1)から(7)に改正する。</p> <p>理由：耐圧部分ではないことより。</p> <p>②案：ハ(8)は、バルク供給・充填設備告示第 9 条に合格するものであること。を追記する。</p> <p>理由：プロテクターの構造等は、ここで明確に規定されていることより。</p>	<p>改正案のままさせていただきます。</p>
--	-------------------------